

国際知財司法シンポジウム2023(JSIP2023)

法務省パートの結果概要

弁護士（前法務総合研究所国際協力部教官）

福島 崇之

1 はじめに

法務省は、2023年10月17日から19日の3日間、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）、弁護士知財ネットとの共催により、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）等多数の後援を得て、「国際知財司法シンポジウム（以下「JSIP」という）2023～アジアにおける知的財産紛争解決～」（以下「JSIP2023」という）をハイブリッド方式により開催した。

JSIPは、知的財産（以下「知財」という）紛争解決に関する国際協力の推進や我が国の関係者に対する外国の知財紛争解決制度に関する情報提供等を目的として、前記共催者により、2017年から毎年開催されており、今回で第7回目を迎えた。JSIPは、奇数年にアジア、偶数年に欧米等の各国から知財紛争解決に従事する専門家を招へいしているところ、当省は、1990年代からアジア諸国を対象として実施している法制度整備支援の一環として、インドネシア等に対して知財紛争解決制度に関する支援を行っていることから、奇数年に主に東南アジア諸国連合（ASEAN）各国を対象としたプログラムを実施してきた。奇数年である2023年も、法務省は、ASEAN各国から専門家を招き、日本の専門家とともにパネルディスカッション等を実施した。

同月18日に開催された法務省パートでは、日弁連および弁護士知財ネットの協力を得て、「Eコマースにおける模倣品対策と官民連携」とのテーマの下、ASEAN各国から、この分野に関する専門家（知財当局職員、弁護士およびプラットフォーム）の参加を得て、基調講演およびパネルディスカッションを行った。ASEAN各国において近年電子商取引（Eコマース）が目覚ましい発展を遂げ、Eコマースのためのオンラインプラットフォームの運営会社（以下「プラットフォーム」という）の中には、創業10年以内に企業評価額が10億ドルを超える「ユニコーン」と呼ばれるスタートアップ企業も誕生し、それに伴いプラットフォーム上における模倣品や海賊版の流通等様々な法的紛争が発生していることを受けてのものである。本稿では、その概要について紹介することとしたい¹。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、現在または過去を問わず所属組織の見解ではない。

2 第1部・基調講演

- (1) 川原隆司法務事務次官による主催者挨拶の後、知財当局職員、知財事件を専門に取り扱う弁

1 本シンポジウムについては、最高裁判所行政局のYouTubeチャンネル（<https://www.youtube.com/@user-ls9jg4wm3u/featured>）で視聴可能であるので、御関心がある方は御視聴いただきたい。